

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年6月23日（月）午前8時53分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	松下 太葵 君	委員	久保 史睦 君
委員	徳田 修和 君	委員	木野田 誠 君
委員	池田 綱雄 君	委員	下深迫 孝二 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	三島 由起博 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	区画整理課長	岩元 龍己 君
建設政策課主幹	中村 光秀 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	建設施設課道路管理G長	若 林 優 君
区画整理課業務第1G主査	二 田 剛 君	建設政策課政策G主任主事	太田 広一 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第41号 霧島市都市公園条例の一部改正について

議案第46号 協定の締結について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時53分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月17日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここで暫く休憩します。

「休憩 午前 8時54分」

「再開 午前 9時45分」

△ 議案第41号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第41号霧島市都市公園条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第41号 霧島市都市公園条例の一部改正について、概要を説明いたします。本年7月に供用開始となる丸岡公園のゴーカートコース延伸部分及びふれあい広場のバッテリーカー乗り場について、運用するゴーカート及びバッテリーカーの使用料の額の見直し等を行おうとするものです。詳細については、建設施設管理課長が説明いたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第41号 霧島市都市公園条例の一部改正について、詳細をご説明いたします。令和5年度から整備に着手している丸岡公園の整備工事については、本年3月までにトイレ、ゴーカートコースの延伸工事、ふれあい広場の大型木造屋根等が完成しており、今後、ふれあい広場の造成工事の完成により、ゴーカートコース延伸部分及びふれあい広場のバッテリーカー乗り場について、7月中に供用開始となる予定となっています。これらに伴い、別表第8丸岡公園の項中「緑地公園」の次に「、（とうてん）バッテリーカー乗り場」を加え、別表第9都市公園使用料の2有料公園施設を利用する場合（キ）丸岡公園の表 ゴーカートの項中320円を350円に、530円を600円に改め、同表にバッテリーカー1回につき100円を加えるものです。以上で、議案第41号の説明を終わります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

7月供用開始までに施設のほうの整備は完了したとの御報告でございましたけども、資料写真を見せていただく限り工事自体終わっているけど周辺整備とかはどうなのかなあというようなことをいささか感じるところですけども。今後またこれに加えて何か整備する事業等があるのでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

写真のほうのゴーカートのコースのことでよろしいでしょうか。こちらのほうの写真でゴーカートの幹線全体ができていますけど、この周辺につきましては一応今のところはほかに施設という計画は持っておりません。

○委員（徳田修和君）

今回バッテリーカーの料金設定に加えゴーカートの料金のほうの見直しもされているようですが、この料金設定に対してこの金額を決められた根拠等があればお示しください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今回の丸岡公園のゴーカート、まず考えられるのが現在のコースの延長は、城山公園の1,400mと比較し1.15倍の延長になっております。既定の2人乗りの今の料金が530円ですので、1.15倍しますと609円になるため、端数を切捨てて600円と一応しました。これだけ伸びた分だけでちょっと楽しみが増える、楽しみがというか、できるということでその倍数で考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今この資料のこれがゴーカートの道路になるのかなというふうに思いますけど、これは延長。距離は幾らありますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

この延伸部分を含めまして、全体で1,618mになります。

○委員（下深迫孝二君）

1,600って結構長いんですけども、これで安全対策はもうきちっととれているのでしょうか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

安全対策のほうはですね、一応ゴーカートの故障等につきましても、写真のほうにも写っていますが、管理道路のほうをずっと沿わせて設置をしております。ですので何か異常事態等があれば、係員がすぐ駆けつけられるというような体制をとっておりますので、大丈夫じゃないかというふうに思っております。

○委員（下深迫孝二君）

大体これが完成しましたら、どの程度の集客を見込んでいらっしゃるのかお伺いします。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

ただいまですね、令和3年と4年の平均がゴーカートの利用者数が5万7,000人ほどなんですけども、今後この整備によりまして、年間利用者のほうも大分増えるというふうに思っております。すいません。ゴーカートの利用者が2万8,700人ほどなんですけど、これが順調に伸びていくんじゃないかというふうに思っております。5年後を一応指標にしておりますが3万7,000人ほどは、一応集客できるようになるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○委員（久保史睦君）

ちょっと二、三点確認をさせてください。まずこの委員からありましたとおり経済効果であったり、観光効果という部分でちょっとお聴きしたいんですけど。恐らく日本一ということではそれ相応の集客が見込めるだろうなということが予想されてくるわけなんですけれども。経済効果の数値をもし出していただければ、積算されていけば教えてください。もし出されてなければもうその部分は結構です。それに対してゴーカートのこの台数が最終的に何台用意をするのか、来客が増えることによって待ち時間が多分発生してくるんじゃないかなと思うのですけれども、そういう部分はどのよう

に対応していくというふうに考えていらっしゃるのか、まずその点お聴かせいただけますか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

利用料金につきましては、先ほど5年後の利用人数を3万7,000人ほどと申し上げましたが、利用料金のほうですね、今現在が800万円ほどなんですけれども、これが5年後には、倍近いんですが、1,450万円ほどにはなるんじゃないかなというふうに見込みを今立てているところでございます。またゴーカートの台数につきましても延長が伸びますと待ち時間が長くなってしまいう危険性があるということで、いろいろとシミュレーションもしまして、最終的には今14台しかないんですけれども4台増車して18台体制で運用していくということで考えています。余り台数を増やすと係員のほうを追いつかなくなるというのがございまして、ちょうどこれがバランスを取れたところではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員（久保史睦君）

係員のことはですね、ちょっと聴こうかなと思ったんですけど分かりました。今ぱっと計算したんですけど800万から1,400万ということは1.6倍、1.7倍ぐらいの多分積算されていると思うんですけど。延長が伸びた分に対して待ち時間を計算したときに4台の増車じゃ恐らく待ちが相当出るんじゃないかなと思うんですけど。そこら辺は、これ1,400万ぐらいの見込みっちゃうことなんですけど、しっかりとその台数と待ち時間と来場者数、利用者数の積算を出した上で1,400万という見込みを出しているのか。出しているのか出していないのかという答えだけで結構です。答弁だけで結構です。積算ができていないかどうかです。しっかりと。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

今質問ありました件ですが、利用者数の増ということにつきましては、シミュレーションしているのですが、ちょっと利用料金につきましては利用者数に基づきまして利用料金のほうも同様伸びていくということでしてシミュレーションしておりますので、完全に実際どういうふうになるというところまでは細かい計算までちょっとできていないところでございます。

○委員（久保史睦君）

やっぱりそこ、細かい計算をしていったほうがよかったのかなという気はします。ゴーカート待ち時間って、すごく待っているのは子どもたちがやっぱり多いと思いますので、かなり僕は影響が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。そこら辺のやっぱり積算というのはいわゆるこのゴーカートを台数を走らせているという回転率的な部分なので、そこは積算をしていただいたほうがいいんじゃないかなということはちょっと申し述べておきたいと思います。それでもう1点だけ聴かせください。今全体設計図を見させていただきました。恐らく7月からスタートということであればこのままいくんでしょうけど、ちょっと周りの景色というか風景というのがすごく殺風景だっているのをすごく思うんです。せっかくこれだけの事業がされているので、これは何か今から花を植えたり木を植えたりとか今後周りの風景、看板付けたりとか何か今から変わっていくのか、そこら辺の予算措置というのはどういうふうに考えていらっしゃるのかというのを聴かせく

ださい。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今のこの写真のほうは今完成した直後の写真ですので、ちょっとまだ芝等はしていますけど、また草も生えてなくて、全然ちょっと殺風景なところがあると思います。これから夏場に向けましてかなり緑も増えてきますし、周りのちょっと木等もなってきます。現在のところ今ここにまた特別に花をとか、看板ってのはちょっと設置しておりません。ただ使用していく中におきましてまたP P Pの指定管理者とも話をしまして、その中でやはりこういうのがあったらいいかなとかいうのがありましたらまた、一応指定管理者が1番またいろんな意見も出てくると思いますので、そこはまた考えていきたいと思っております。

○副委員長（宮内 博君）

まず確認ですけれど、先ほど1,400mというふうにおっしゃったのは、これまでの横川のゴーカート距離ということでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

先ほど1,400mと申ししたのは城山公園のゴーカートになります。

○副委員長（宮内 博君）

城山公園が1,400m。これまでの丸岡公園は何mですかね。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

1kmになります。

○副委員長（宮内 博君）

1kmから1,618mにというのが今回の計画で、先ほど徳田委員のほうから、利用料金の関係で質疑がされたんですけれど、城山公園のこの1,400m、これを一つの基準にして1.15倍ということで説明があったんですけども、既に城山公園が1,400mで運用していますけれども、現城山公園の料金はどういうふうになっていますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

城山公園の料金、これは2人乗りですけど460円になります。

○副委員長（宮内 博君）

460円ですか。私が調べた440円というふうに記載がされておりますけどちょっと確認してもらっていいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい。条例上の金額460円で間違いありません。

○副委員長（宮内 博君）

ということはインターネット上の情報が古いということですね。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

ゴーカート等の有料公園施設の料金につきましては、指定管理者が今管理しているところにつきま

しては、指定管理者のほうが生市に承認願を出せばですね、条例の金額以内で独自に定められるとなっています。ですので指定管理者のほうで 440 円で運用しているということはありません。

○副委員長（宮内 博君）

ということは現実的には 440 円ということですよ。それで既に横川のほうの 2 人乗り、1 回につき利用料金というのはこの対照表の中で示されておりますように 530 円ということになっていますよね。現時点でも既に 90 円の料金差があるわけなんですけれども、今回の試算では城山公園の 1,400m、これを 1,618m 延ばすことによって 1.15 倍のですね距離が伸びるということで一つの計算の基礎にしたということなわけであって、であればその城山公園の例えば 2 人乗りの 1 回当たりの料金、現実には 440 円ということですので、これの 1.15 倍ということになりますと 506 円ということになりますよね。それで今現在 530 円の料金を徴収されているということですので、あえて値上げをしなくても城山公園と同じような形で料金設定をするということであれば、このままでよかったのではないのかなとそんなふうに思うんですけども。これまでの城山公園と横川の丸岡公園の料金差についてはですね、どんなふうに議論をされてきているのか。今回バッテリーカーについては、新設をされますけれど 100 円ということですね、料金設定では城山公園も同じような設定になるのかなというふうに思いますけど、そここのところの 2 点確認させてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

まず、おっしゃいました 440 円を例えば 1.15 倍した場合、500 幾らということになって、現在ですね城山公園と丸岡公園のもちろん料金の違いというのはもちろん当初の造ったときからのもの、距離と場所の違いでこのまま行っておりまして、今回、例えば、実際のところ丸岡公園でいけば、これで城山公園と比較していますけど 1.15 倍になります。丸岡公園でいけば、もうかなりの長くなります。もちろん新しくなったコース、新規のコースということでも楽しんでいただくためには、それだけの楽しみとかその距離の新しいところに行くのが増えていますので、もちろん料金のやはり増えるというのはもちろん、それともちろん距離に対する維持管理費、そういうのも出てゴーカート距離の燃料費ですね、そういういろいろな面を見まして、やはり現況のやはり 530 円という金額よりももちろん上げないといけないということは考えております。ただ、これを距離に対して、今ものに対して上げていくとか、例えばまだこの距離の比率とかで、丸岡公園の現在の距離の比率とかでいきますと、まだ上げることになると思うんですけど、やはりそこはもう、やはり先ほど言いました城山公園との関係、丸岡公園の現在の金額よりは少し上げるという形でちょっとつくったところでもあります。それとバッテリーカーに對しましては現在城山公園はもちろん、100 円で行っております。それに対してやはり、それとバッテリーカーというのはもちろんお金を入れるところは 100 円硬貨を入れて、そこにもし端数とか出てきた場合にやっぱり、使用しにくいところ、機械の構造もありますし、やはり皆さんが気軽に使って、どんどん使っていただくためには 100 円という設定が 1 番、城山公園と同様がいいかなということ設定しております。

○副委員長（宮内 博君）

先ほどありましたように、現在の利用者が2万8,700人ということでございましたけれど、これが5年後には3万7,000人に増やしていくと、1.5倍ですね。当然料金収入も伸びるわけですので、城山公園の利用をするお客さんの料金収入よりもですね、横川のほうが料金収入率は高いということは当然言えるわけですので、できればその辺の料金差額というのがですね、ある現状をさらに広げるというのはどうなのかなということをごすね、まず一つは指摘をしておきたいと思いますが。もう一つは配付資料を見させていただいてですね、2ページの資料の中に動物ふれあい広場という1番下の写真の資料の中にあります。これは現状がどういうふうになっていて、今回このふれあい広場ですね、つくることによってどのような動物の飼育を想定しているのかですね、そして指定管理者であるPPPとの関係ではどのようなこの話合いがなされているのかについてお聴かせをください。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

資料の2ページのほうに記載してございます。ふれあい広場なんですけれども、ここは雨天時ですね、子どもたちがお母さんと一緒に遊びにこられて、結構横川は雨が多いものですから、急な雨でも中で遊べるようにというのを考えて一応整備したというところでございます。中につきましては、手前、1番下の丸い円がバッテリーカー乗り場でございます、その奥のほうは広場になっていますが、ここに一応テーブル椅子を置いてですね、ウサギを今丸岡公園で飼っているものですか、そのウサギをちょっとかごに入れる等をして貸出して子どもたちにちょっとさわって、体験をしてもらおうかなというものを考えております。あとまた、飼育小屋がこの横に併設されておりますので、餌やり体験とかもしていただけるようにということで、今PPPのほうとは準備を進めているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

それは現在ウサギを飼っていて今回こういう形でふれあい広場の一角に動物を飼育できるような場所をつくるということですよ。この写真上から見ると、この奥のほうにありますのはそういう飼育小屋なのかなというふうに見てとることができるんですけど、現在の飼育状況からさらに飼育頭数を増やしたり、あるいは種類を増やしたりというようなことではなくて、現況を維持しながら新たな触れ合いの場所としてここを設置するんだと、こういう理解でよろしいですか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

そのとおりでございます。

○委員（木野田誠君）

コースが長くなってゴーカートも増えてくるということで、指定管理のほうの人数等の変更はこれはないんです。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在のところはここが延びまして、そのあとウサギの飼育のところもありますので、今のところちょっと今現在では指定管理者のほうの増員とはちょっとまだこちらもしていませんけど、7月に

オープンしまして、それからやっていく中で、もしやはり人が必要ということがありましたらちょっとまた協議しながら、来年度から増員ということも考えていきたいと思っております。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 41 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 10 時 10 分」

「再 開 午前 10 時 12 分」

△ 議案第46号 協定の締結について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 46 号協定の締結について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第 46 号協定の締結について概要を説明します。本議案は、浜之市土地区画整理区域内の都市計画道路浜之市線（国道 10 号）の整備について基本協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、区画整理課長がご説明いたします。

○区画整理課長（岩元龍己君）

議案第 46 号協定の締結についてご説明いたします。本協定は、工事名、一般国道 10 号浜之市地区拡幅工事で、浜之市土地区画整理事業区域内の都市計画道路浜之市線国道 10 号の整備工事になります。工事場所は霧島市隼人町住吉～真孝地先、協定の方法は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約、協定の金額は 9 億 591 万 6,000 円、協定の相手方は国土交通省九州地方整備局長です。次のページ、別紙をご覧ください。協定期間は令和 7 年度から令和 11 年度の 5 か年です。協定の概要につきましては、浜之市土地区画整理事業区域内の国道 10 号延長 660m の区間を、全幅 18m、上り下り 2 車線の整備を行うもので、完成のイメージとしては、同じ国道 10 号の A-Z はやとから区画整理区域界きりしま動物病院までの区間と同様の形状で道路整備を行うものです。主な工事としては、車線切替工、情報ボックス管路・入線入替工、4 号水路函渠工、歩・車道改良工、照明・信号設置工です。今回、本路線の整備を委託工事としたことについては、交通量が非常に多く、災害時の緊急輸送道路にも指定されている重要路線であること、また、本工事は車線の切り替えや、照明・信号柱移設、情報ボックス等の国が管理する埋設物等の移設もあることから、工事の施工性、安全性を総合的に検討し、国土交通省九州地方整備局の受託の回答を得たこ

とから、基本協定を締結するものです。また、議会提案に先だつて、令和7年5月26日付で仮協定を締結したところです。次に参考資料につきましては、資料1は今回の工事の施工場所になります。資料2は計画平面図で、左側が起点（国道223号線交差点）、右側が終点（鹿児島高専から南下した国道との交差点）になります。資料3は標準横断図で、全幅が18m、車線は2車線で両側に3.75mの歩道を設置する構造です。最後に資料4が工事工程計画で、車輛通行を切り替えながら、複数の工事に分割して、5か年で完成する計画となっています。以上で、議案第46号の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松下太葵君）

情報ボックスってあるんですけどこれ、何か分からないんですけど教えてください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

情報ボックスにつきましては、今現道車線のほうに埋設をされております。管理者は国土交通省の情報ボックスになっておりまして、その中に国土交通省の通信回線が2回線、それとほかにQ T n e tとか、ほかの占用物が3回線入っているものでございます。今回これについては歩道部に設置入替えをする計画としております。

○委員（木野田誠君）

協定の締結っていうのはこの工事で初めて、区画整理で見えあれっと思ったんですけども、ちょっと基本的なことで、このA-Zはやとからきりしま動物病院までの工事がもう既に済んでいるっていうんですかね。これもやっぱり委託でされたのか、国土交通省の事業でされたのかその辺を基本的なことをちょっと教えてください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今言われたA-Zからきりしま動物病院までの、これは国の直轄工事といまして国が直接的にやっている工事でございます、これについては、うちのきりしま動物病院のですね、区域境から少しですね、まだ暫定で、ほとんど完成はしているんですけど、その分を残してもほぼ完成をしております、国土交通省のほうで直接的にやった工事でございます。

○委員（木野田誠君）

それであればですね、直轄のときの工事費用ですね。はどのような形でたか。今回の協定の金額という形で出ているんですが、これは協定で、この霧島市で予算をつくるのか。その辺はどういうふうな仕組みになっているのか教えてください。

○区画整理課長（岩元龍己君）

直轄分でした工事費はですねちょっと私も手元にはないんですが、今回、私どもの区画整理区域内660mですね。ここについては協定の金額9億500万円程度という金額になっております。この内訳につきましては、まずここは工事費分が9億6,700万円という数字です。それに国交省のほ

うに事務委託をしますので、事務費という形でおよそ3,800万円分がですね今後一括して工事を行うための事務費で計上して、トータルで9億500万円という数字になっておりまして、この財源につきましては区画整理事業のですね、ほとんど補助分、国道を横断する水路4か所ございまして、これについては区画整理事業内の単独費という財源になります。今回の一部9億500万の中には4号水路の単独分の費用も含まれておりますが、ほぼほぼがこの区画整理事業の社会整備総合交付金ですね、交付金を活用した工事になります。一応内訳的にはですね、数字で言いますと交付金分が7億3,600万円程度。それと単独費、先ほど言いました4号水路等にかかる費用が1億6,900万程度という数字になりまして、これは先ほど言いました事務費も含まれての金額になります。

○副委員長（宮内 博君）

この事業は浜之市の土地区画整理事業の一環として行われるということで、区画整理のエリアを決めるときに国道10号線の幅員をどれだけにするのかという議論があったことを覚えているわけですが、本来であれば事業を計画した当時の隼人町、今の霧島市が事業として進めるべきであるけれども、ただ、しかし、いろんな要件が先ほど口述のほうでありましたようにですね、要件があって直接工事を市が行うのには一定の困難があるということで国のほうに要請せざるを得ないという背景があって協定書を結ぶという、こういう理解でよろしいんですね。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今委員がおっしゃるとおり、本来なら区画整理事業ですので、これ以外のものについては霧島市区画整理のほうでやっておりますが、何せ交通量の多い区間で埋設物も多い。交差点も多い。交通量も多い。そういう様々なもので非常に、それと事務手続ですね。拡幅をしますと供用区間といまして今現道がおよそ9m、これは国道の管理する区間ございまして、そのさらにその倍、9mとして18m、それにするためには事務処理上管理区域をまた変更しないといけない。そういう様々な事務手続も出てきます。今後は警察の協議、そういうものを含めですね、総合的にやっぱり判断したところが、やっぱりそういうノウハウを持ったもの、そこに委託工事をお願いするのが最善ではないかということで委託工事の選択をしております。

○委員（木野田誠君）

今日現地を見まして、かつてですね、亡くなった植山議員が電柱のことをしょっちゅう言っていました。今日もあそこに立っているような気がしましたが、あの辺の移設等はどういうふうになっているのですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

この地区につきましてはもう事業を始めてからかなりの年数がたちまして、今の形になったのもですね、かなり経過をしております。その間国道に絡む以外の工事についてはですね、何とか地権者の方々の御協力を得て何とか進めてまいりましたが、今国道に絡むその出口の分について、非常にまだ地区民の方、交通を利用されている方に非常に御迷惑はかけている状況でございます。今回この7年度から事業着手をしまして、とみの湯から出てくる交差点、ここがよく皆様から御意見が

出るところでございます。そこについてはですね、当初は事業開始から、やはり切替えをしながらですね、1年、2年してから形を変えていくという状況だったんですが、そこについて国交省といろいろ協議を重ねまして、今年度ですね、その交差点についてのまず信号柱、九電柱、そこを移設しまして、完成形ではございませんが、今よりさらに出やすい形で広げると、部分的にまた広げると。それと動物病院のところもですね、少しずつは、高専から下ってきた、そちらが部分的に出てきたそこでちょっとずつ広げてはいるんですが、そこにもやはり信号柱が立っていて出にくい状況でございますが、そこについても今回、しょっぱなの工事等ですね、まず信号柱も移設するという段取りにはしております、そこも同じように完成形ではございませんが、少しずつは出やすい形にはしようとする計画にはしております。

○副委員長（宮内 博君）

あと223号線と10号線の交わる部分の交差点。ここは旧隼人町の時代から富隈小学校の校庭内を横断して通っている排水路、これがあふれるという、そういう場所として改善を求める声が強くて、一定の改善がなされたという経過はあるんですけども、今回水路改修などを独自で行うということで先ほど説明があったんですけども、この問題は全てもう現時点で解消されているのか、さらに課題があってですね、今回の工事の中でよりこの排水能力を向上させるような対策がとられるのかですね、その辺ちょっと説明してもらっていいですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今、委員御指摘のとおり、ここについては昨今の雨等でですねまだ冠水する。時間的なものは早めに引くは引くのですが、やはり豪雨等により冠水をする状況は今もございます。その関係で昨年から国交省やら県、市、いろんな関係課を含め現地調査をいたしました。それで問題点をいろいろ共有はしている状況でございます。その中で情報としては国交省のほうでも部分的な冠水を抑制する。解消ではございませんが、抑制する方法を今、検討中、それが一部進むんだという話は聴いております。私どもの区画整理課としてはですね、抜本的な国道の交差点付近の解消に向けて排水を大きくするとか、そういう計画は実際してはおりませんが、今の国道以外ですねやはり区画整理も浸水する箇所がかなり以前もありました。そこについては1号から4号のうち3号までを今横断を、排水路を完成した結果でですね、そういう区画整理区域内の冠水というのはない状況ではございますが、ただこれ最近餃子の丸岡さんの裏の区画道路、そういうところはですねまだ冠水を年に数回はやっております。そこについても抜本的に解消する手だては非常に難しい。いろんな検討はしたんですが、なかなか難しい状況で、区画整理で、やれる可能な範囲のですね、そういう軽減は図ったところではございますが、結論として区画整理で抜本的な国道の交差点付近の冠水に対する策を講じているものではございません。

○副委員長（宮内 博君）

この図面でいきますと4号水路というこの部分になりますかね。実際、富隈小学校のところから直でおりてくる部分なのかなというふうに思いますけれど、今の回答ではその抜本策は今のとこ

ろまだ持ってないということではありますが、であれば今回工事が完了しても道路の冠水という状況は、最も雨量の多い時期には解消されないということ想定した上で整備をするということになりかねないのかなというふうに思いますけれど、抜本改修の方策というのは引き続き検討して、解消のために取組していくということで理解をしてよろしいですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

この区画整理事業、何回も申していますように、もう事業を始めて二十数年来、この計画を進めておりますが、当初のですね排水計画をもとにいろんな部分的なもの、いろんなところから取りかかっておりまして、先ほど言いましたように区画整理区域内のですね、以前冠水をしていたところについては、解消に近いぐらいのやっぱりそういう効果は出ているかなとは思っています。今御指摘の233号との交差点ですね、そこにつきましては先ほど言いましたように、いろんな関係機関、関係所等で状況、用水を含めた部署ともいろんな共有はしております。そこが段階的にですね、解消に向けた方法はとられると私ども今考えているところです。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第46号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時30分」

「再 開 午前10時32分」

△ 議案第41号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理を行います。まず、議案第41号、霧島市都市公園条例の一部改正について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど執行部の説明の中でですね、城山公園のゴーカート場の距離が1,400mと、今回1,618mに横川の丸岡公園はですね、整備をされるということで城山公園に比べて1.15倍のゴーカート場が整備をされるということで料金についてもこれに倣って1.15倍にしたとこういうこの説明だったんですけども。質疑の中で私も申し上げましたが既に城山公園と丸岡公園では料金の差があつてですね、例えば1人乗りのゴーカートについては100円高いわけですね。横川の丸岡公園のほうが。それから2人乗りについては90円高いということで1.15倍をもう超えて既に料金をですね徴収しているというようなことがありますので、その辺ですねそういう整合性というか、説明の整合性です

ね。それが疑問に思うところなんですけれども。であるならその城山公園と同じような料金設定をするという形でできなかったものかというので、指摘をしたいというふうに思いますが、皆さんの御意見があればお聴かせいただければと思います。

○委員（下深迫孝二君）

これから丸岡公園の場合は、まだいろいろなものにお金がかかってくるわけです。そうしたときに、例えばゴーカートなんかも増やさなきゃまだいけなくなってくる可能性もあるし、やはり料金は今回設定されているもので、私はいいと思っております。

○委員（木野田誠君）

今、下深迫委員がおっしゃったようなことも含めてですね、城山公園と丸岡公園で類似している、同じものはゴーカートであるっちゅうことだけです。コースも違うし、景観もいろいろ違って来るし、いろいろありますからやはり城山公園は城山公園のゴーカートの料金設定、丸岡公園は丸岡公園の料金設定があつてしかるべきものだと私は思います。

○委員（徳田修和君）

私も総延長が日本一ということでコースが長い分、それなりに維持管理費のほうも上がると考えます。またその中でも、城山公園のことも配慮しつつ城山公園を起点に今回の料金設定を考えられたというところでは評価するところではございますので、今後維持管理運営をしていきながらまた料金のほうはしっかりと見据えて運営をしていただければと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれ、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

委員間討議でも申しあげましたように、今回、丸岡公園が整備をされるということは、これの完成を待っている子どもさんたちにとっても大変、これから先楽しみな施設整備ではあるかというふうに思いますけれども。今回、この完成を待って料金設定が変更されるということになりました。1人乗りのゴーカートについては、現行料金の320円を350円に上げをすると。2人乗りについては530円を600円に上げをするというのがセットで提案をされております。同じような施設で城山公園がゴーカート場を整備しているわけでありましてけれども、城山公園の1人乗りのゴーカート使用料は220円です。2人乗りで440円ということになっております。既に丸岡公園ではこれが1人乗りにおいて320円。2人乗りで530円という設定がなされておましてですね。實際上、今回城山公園のゴーカート場の距離であります1,400m、これが丸岡公園では1,618mに延伸をされるということで、それを一つの根拠にして1.15倍の距離が延びるということを根拠にして料金の設定がされたということでありまして、既に現行料金でも1.15倍を上回る料金設定が丸岡公園では城山公園との比較でなされておりますので、現行料金を据え置いたままで運営できるというものではな

いかということ指摘をして本案について反対の討論としたいと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかに反対の討論ございますか。次に賛成討論ございますか。

○委員（徳田修和君）

私は議案第 41 号に対して賛成の立場で討論させていただきます。自由討議の中でも申し上げましたが今回丸岡公園のゴーカートに関しては、延長が約 1,600m ということで日本一の延長のゴーカートとなります。城山公園に関しましては 1,400m ということで 200m ほど長いゴーカート場となるわけですので、それなりに維持管理費もかかってくるものと思います。また審査の中でも今後 4 台ほどゴーカートのほうも増やして、利用人数の増加も見込まれることから、来年度以降、人員の増加も考えていかなければいけないかもしれないというような、そういった運営のことまで示されたところがございます。したがって今回利用料金上がりますけども、しっかりとした今後の運営管理まで見据えた金額として妥当な金額ではないかというふうなところから、本案に関しては賛成すべきと考えます。以上です。

○委員（木野田誠君）

私も 41 号について賛成の立場で討論に参加したいと思います。今、徳田委員が発表されましたような条件にプラスしてですね、先ほど審査の中でも出ていましたけども、この料金算定は条例の中での料金算定ということでありました。あと指定管理者がどういうふうに持っていか分かりませんがそういうような幅もある程度の幅は持っているわけですから、自由にできるところはあるわけですから、条例の料金設定としてはこれで私は十分だと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで討論を終わります。採決します。議案第 41 号について原案のとおり可決することに賛成の方のご起立をお願いします。起立者 6 名。起立者多数と認めます。したがって議案第 41 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 46 号 協定の締結について

○委員長（前田幸一君）

次に、議案第 46 号協定の締結について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 46 号について原案のとおり可決することに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前田幸一君）

次に、委員長に付け加える点がありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時42分」

「再 開 午前10時43分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査について何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので閉会中の所管事務調査項目については産業建設常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますがよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

それではそのようにいたします。次にその他として何かありませか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで本日の日程のすべてを終了いたします。以上で産業建設常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前10時44分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

前田 幸一